○氷見市道路占用料条例

昭和55年3月24日
条例第3号

氷見市道路占用料条例(昭和36年氷見市条例第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、市が管理する道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法並びに占用料に係る手数料及び延滞金の徴収について定めるものとする。

(占用料の額)

第2条　占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、許可をし、又は協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(以下この条において「各年度の占用料の額」という。)の合計額とする。

2　前項に規定する占用の期間が1月に満たない場合にあっては、占用料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額(同項ただし書の場合にあっては、各年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額の合計額)とする。

3　前2項の場合において、これらの規定により算定した占用料の額(第1項ただし書に規定する場合にあっては、各年度の占用料の額又は各年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額)が100円(別表占用料の単位の欄に定める期間が日をもって定められている占用物件にあっては、50円)に満たないときは、その額を100円(同欄に定める期間が日をもって定められている占用物件にあっては、50円)とする。

(徴収方法)

第3条　占用料は、許可をし、又は協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は協議が成立した日から20日以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

2　市長は、占用料が特に多額であると認めるとき又はその他の事由により一時に全額の納付が困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その金額を当該年度内で3回以内に分割して徴収することができる。

(返還)

第4条　既に徴収した占用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、既に納めた占用料の額が占用を許可した日から当該占用の許可を取り消し、又は当該占用をすることができなくなった日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、占用者の申請により返還することができる。

(1)　法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消した場合

(2)　天災地変その他占用者の責めに帰することができない事由により占用することができなくなった場合

(減免)

第5条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用者の申請により占用料を減額し、又は免除することができる。

(1)　法第39条第2項ただし書の規定に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のため占用する場合

(2)　道路に出入りする通路を設けるため必要な路端、法(のり)敷又は側溝上を占用する場合

(3)　雨水又は汚水を溝又は下水道管に排せつするのに必要な排水管の埋設のため占用する場合

(4)　前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

(手数料及び延滞金の徴収)

第6条　法第73条第1項の規定により督促状を発したときは、手数料及び延滞金を徴収するものとする。

2　手数料は、督促状1通につき100円とする。

3　延滞金については、氷見市督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和58年氷見市条例第3号)の規定を準用する。この場合において、同条例第3条及び附則第2項中「14.6パーセント」とあるのは、「14.5パーセント」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに徴収すべき占用料の額及び徴収方法並びに手数料及び延滞金の徴収については、なお従前の例による。

附　則(昭和59年3月条例第10号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附　則(昭和60年6月条例第14号)

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附　則(昭和63年3月条例第7号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附　則(平成元年3月条例第17号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附　則(平成7年3月条例第3号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附　則(平成9年3月条例第9号)

(施行期日)

1　この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　当分の間、この条例による改正後の氷見市道路占用料条例(以下「新条例」という。)別表に掲げる第1種電柱、第2種電柱若しくは第3種電柱又は第1種電話柱、第2種電話柱若しくは第3種電話柱の区分については、市の区域内の電柱(同表の備考第1項に規定する電柱をいう。以下同じ。)又は電話柱(同表の備考第2項に規定する電話柱をいう。以下同じ。)につき占用料の支払業務を行う占用者の事業所の管内を1の単位(以下この項において「単位地域」という。)として、当該単位地域内の電柱又は電話柱1本当たりの電線の平均条数(当該単位地域内における当該占用者が設置した電線の延長及び当該電線を架設した電柱又は電話柱の本数等を基礎として市長が算定した電線の条数をいう。)により行うものとする。

3　この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に許可をした占用で施行日以後に引き続くもの(施行日以後において当該許可に係る占用の期間の更新をしたものを含む。)に係る占用料について、当該占用に係る占用者から新条例の規定により徴収すべき占用料の額が従前の占用料の額よりも著しく増額となる場合には、市長は、その額の一部を免除することができる。

附　則(平成19年3月条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年3月条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成26年3月条例第14号)

(施行期日)

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の氷見市道路占用料条例第6条第3項の規定は、延滞金のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則(平成30年3月条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成31年3月条例第10号)

この条例は、平成31年10月1日から施行し、この条例による改正後の氷見市道路占用料条例第2条第2項及び第3項の規定は、同日以後の占用に係る占用料について適用する。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる	第1種電柱	1本につき1年	円 1,000

工作物	第2種電柱			1,600
	第3種電柱			2,200
	第1種電話柱			930
	第2種電話柱			1,500
	第3種電話柱			2,100
	その他の柱類			72
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	10
	地下に設ける電線その他の線類			5
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	700
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	480
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400
	郵便差出箱及び信書便差出箱			600
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	48
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480
	外径が1メートル以上のもの			950
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			2,900
	地下に設ける通路			1,500
	その他のもの			1,400
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	44
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	440
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
	標識		1本につき1年	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44
		その他のもの	1本につき1月	440
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400
		その他のもの		2,200
令第7条第2号に掲げる発電設備			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	440

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		140

備考

1　第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2　第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

6　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。